

熊本県在宅医療連携体制検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における在宅医療を取り巻く現状把握、課題の抽出を行うとともに、今後の在宅医療連携体制のあり方等について検討を行うため、熊本県在宅医療連携体制検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の現状・課題の分析
- (2) 熊本県保健医療計画のうち在宅医療に関すること
- (3) 在宅医療連携体制に関すること
- (4) 訪問看護に関すること
- (5) その他在宅医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、その他知事が必要と認める者等で構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。